

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三菱食品株式会社		コード	7451
提出日	2024/5/20	異動(予定)日	2024/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役3名の再任議案、及び新任社外取締役1名の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	柿崎環	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	吉川雅博	社外取締役	○														○		有
3	國政貴美子	社外取締役	○														○		有
4	川崎 博子	社外取締役	○														○	新任	有
5	海上英治	社外監査役																	
6	小島吉晴	社外監査役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当なし	商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制等に関する高い見識を有し、客観的・専門的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけると判断しております。 なお、柿崎環氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、同氏は㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしている一方で、当社独自の社外役員の独立性判断基準「(6)当社の社外役員としての任期が8年を超える者」に該当することになりますが、同氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏は、上記の点を除き、当社独自の独立性判断基準を満たすほか、会社法の定める社外取締役としての要件も充足している上、商法・金融商品取引法の研究者・大学教授としての内部統制・内部監査等に関する高い見識及び専門性、並びに実際にこれまでの取締役会、指名・報酬・ガバナンス委員会、グループ取引管理委員会(取締役会の任意の諮問委員会)等の場で積極的に為されてきた意見・指摘の客観性・的確性に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれは認められず、十分に独立性を満たしているものと判断しております。
2	該当なし	三菱レイヨン(株)(現三菱ケミカル(株))において、繊維の製造部門を経て、経営戦略部門等に携わったのち、取締役(研究開発部部門所管役員)を務めるなど、多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を有しております。これら経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけると判断しております。 なお、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
3	該当なし	㈱ベネッセホールディングス及び同社主要子会社における経営経験及び人事・人財開発関連の要職の経験、加えて医薬品等卸売業であるアルフレッサホールディングス(株)社外取締役を務めるなど、多様な経験・知見を有しております。これらの経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただけると判断しております。 なお、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
4	該当なし	㈱NTTドコモ及び同社子会社における経営経験を有するとともに、同社においてコンシューマー及び法人向けマーケティング分野に携わり、BtoCの知見、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進した経験を有しております。加えて、ENEOSホールディングス(株)において社外取締役(監査等委員)を務めるなど、多様な経験・知見を有しており、これらの経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に関する適切な監督を行っていただけると判断しております。 なお、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。
5	—	—
6	該当なし	検事、公正取引委員会委員及び弁護士等において培った豊富な経験・知見に基づき、客観的・中立的な立場から、取締役の職務執行状況に対する適切な監督・監査の責務を果たしていただけたと判断しております。 なお、小島吉晴氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、㈱東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。

4. 補足説明

<p>当社は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)~(6)の該当の有無を確認の上、独立性を判断しております。</p> <p>【当社の社外役員の独立性判断基準】</p> <p>(1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(※1)</p> <p>(2) 当社の定める基準を超える取引先(※2)の業務執行者</p> <p>(3) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者</p> <p>(4) 当社の会計監査人の代表社員または社員</p> <p>(5) 当社より、一定額を超える寄附(※3)を受けた団体に属する者</p> <p>(6) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者</p> <p>※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう。 ※2 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。 ※3 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。 なお、上記(1)~(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。</p>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。